

山梨県公報

第千三百七十九号

平成十五年

五月一日

木曜日

目次

規則

山梨県健康増進法施行細則……………二六九

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………二七三

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………二七三

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………二七三

山梨県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則……………二七四

告示

結核予防法に基づく医療機関の指定……………二七四

予防接種の業務の承諾を撤回した医師……………二七四

道路の区域変更(二件)……………二七五

公告

平成十五年度調理師試験の実施……………二七五

大規模小売店舗の新設に関する届出……………二七六

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二七六

教育委員会

山梨県指定有形文化財の指定……………二七七

人事委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………二七七

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二七八

平成十五年度山梨県職員採用上級試験の実施……………二七八

公安委員会

指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………二八六

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………二八六

一般競争入札について……………二九三

遊技機の型式の検定……………二九四

その他

裁決手続の開始(二件)……………二九六

規則

山梨県規則第六十号

山梨県健康増進法施行細則を次のように定める。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県健康増進法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、健康増進法(平成十四年法律第百三三号。以下「法」という。)及び健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設開始届等)

第二条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

- 一 法第二十条第一項の規定による届出 特定給食施設開始届(第一号様式)
- 二 法第二十条第二項の規定による変更の届出 特定給食施設変更届(第二号様式)
- 三 法第二十条第二項の規定による休止及び廃止の届出 特定給食施設休止(廃止届(第三号様式))

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山梨県栄養改善法施行細則の廃止)

2 山梨県栄養改善法施行細則(昭和三十六年山梨県規則第十号)は、廃止する。

山梨県知事

殿

特定給食施設設置者
住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

特定給食施設開始届

次のとおり特定給食施設において事業を開始したので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

1 給食施設の名称及び所在地

2 給食施設の種類

- 学校 病院 介護老人保健施設 老人福祉施設 児童福祉施設
- その他の社会福祉施設 矯正施設 自衛隊の営舎 寄宿舎
- その他の事業所 一般給食センター その他

注 該当する□にレ印を付すこと。

3 給食の開始日又は開始予定日

年 月 日

4 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

区 分	朝 食	昼 食	夕 食	その他	合 計
給食数	食	食	食	食	食

5 管理栄養士及び栄養士の員数

区 分	員 数
管理栄養士	人
栄 養 士	人

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

特定給食施設設置者
住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

特定給食施設変更届

次のとおり届出事項を変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

1 給食施設の名称及び所在地

2 変更日

年 月 日

3 変更事項

変更前	
変更後	

年 月 日

山梨県知事

殿

特定給食施設設置者
住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

特定給食施設休止（廃止）届

次のとおり特定給食施設において事業を休止（廃止）したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

1 給食施設の名称及び所在地

2 休止（廃止）日

年 月 日

3 休止の場合にあつては、再開予定日

年 月 日

山梨県規則第六十一号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十三年山梨県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九号様式の二中「又は身体障害者短期入所事業」を、「身体障害者短期入所事業又は分助大訓練事業若しくは聴導大訓練事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十二号

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

山梨県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年山梨県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

(2)	技 能 習 得 手 当	円	通 所 手 当	円
	受 講 手 当	円		特 定 職 種 受 講 手 当

(2)	受
-----	---

技 能 習 得 手 当	円	通 所 手 当	円
講 手 当	円	受	円

「職収第」を「第」に改める。

円 円

「国鉄」を「鉄道」に改める。

第二号様式中「職収第」を「第」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十三号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第三条中「、特定職種受講手当」を削る。

第五条第二項中「六百円」を「五百円」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中、「一」を「いずれかに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「第八項」を「第六項」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。別表第三を削る。

第一号様式中	技 能 習 得 手 当	円	特 定 職 種 受 講 手 当	円
	受 講 手 当	円		技 能 習 得 手 当

得 手 当	円	手 当	円
-------	---	-----	---

第一号様式の二中「国鉄」を「鉄道」に改める。

第一号様式中

受講手当	月額	円
特定職種受講手当	月額	円
通所手当	月額	円

を

に改める。

受講手当	月額	円
通所手当	月額	円

第三号様式中

受講手当	特定職種受講手当	通所手当			
------	----------	------	--	--	--

を

に改める。

講 師			
所 在 地			

に「職収簿」を「簿」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十四号

山梨県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

山梨県都市計画公聴会規則（昭和四十五年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二週間」を「三週間」に、「事案」を「都市計画の案（以下「事案」という。）」に、「並びに第四条第一項」を「、次条第一項」に、「提出期限」を「提出方法及び提出期限その他必要な事項」に改める。

第四条第一項中「、氏名、年齢及び職業」を「及び氏名」に改める。

第六条を次のように改める。

（議長）

第六条 公聴会の議長は、県職員のうちから知事が指名する。

第七条第二項中「及び提出した意見書の内容の範囲をこえて」を「を超えて」に改める。

第十二条第二項第三号中「、氏名、年齢及び職業」を「及び氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山梨県告示第二百七十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
宮本屋薬局月江寺店	富士吉田市下吉田八百三十番地

山梨県告示第二百七十三号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
中川 一郎	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地 カイ虎ノ門整形外科
福田 六花	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地 カイ虎ノ門整形外科
廣田 健児	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地 カイ虎ノ門整形外科

友成 久世	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地	カイ虎ノ門整形外科
木谷 直司	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地	カイ虎ノ門整形外科
土田 博和	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地	カイ虎ノ門整形外科
大田 快児	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地	カイ虎ノ門整形外科
泉 康次郎	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地	カイ虎ノ門整形外科
渋谷 勲	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地	カイ虎ノ門整形外科
山本 一貴	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地	カイ虎ノ門整形外科

山梨県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年五月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年五月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字下山字川除下一〇・六一 四番の六地先から 南巨摩郡身延町大字下山字川除下九二九五 番の四地先まで	八・〇	八・〇	一四・〇	三二〇・〇
	二二・二	二二・二		

山梨県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年五月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年五月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 竜王芦安線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市大字駒場字東山三三二番の二 地先から 南アルプス市大字須沢字日入倉一九番の一 五地先まで	六・六	六・六	一〇・五	一七一・〇
	一〇・五	一〇・五		

公 告

●平成十五年調理師試験の実施
調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、平成十五年調理師試験を次のとおり実施する。
平成十五年五月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 試験日時 平成十五年六月二十八日（土）午後一時から三時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規

- 3 公衆衛生学
- 4 栄養学
- 5 食品学
- 6 食品衛生学
- 7 調理理論
- 四 受験資格
 - 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したるもの
- 五 受験願書受付期間
 - 平成十五年五月十九日（月）から同月二十三日（金）までの午前九時から午後四時までとする。
- 六 受験願書提出場所
 - 住所地を所管する地域振興局健康福祉部又は保健所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。
- 七 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 学校教育法第四十七条に規定する者であることを証する書類
 - 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において一年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
 - 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）
 - 八 受験手数料
 - 六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）
 - 手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 有限会社加藤書店 代表取締役 加藤隆義

2 住所 富士吉田市上吉田三五二七番地の二

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 BOOKS KATO H

(二) 所在地 富士吉田市上吉田三五二七番七

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
有限会社加藤書店 代表取締役 加藤隆義	富士吉田市上吉田三五二七番地の二

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年十二月十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百五十一平方メートル

三 届出年月日
平成十五年四月十四日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年五月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

山梨市大野字高畑二〇〇一の五、二〇一六、二〇一七、二〇一九、二〇三五の二、二〇四〇の一、二〇四一の一、二〇四二の二、二〇四三の三、二〇四四の一、二〇四二の二、二〇四三の三、二〇四四の二及び二〇四五の二

二 公共施設の種類、位置及び区域

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年九月一日まで縦覧に供する。

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山梨市万力千五百二十四番地一 フルーツ山梨農業協同組合 代表理事 廣瀬久信

教育委員会

山梨県教育委員会告示第五号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成十五年五月一日

山梨県教育委員会

委員長 志村

洸

有形文化財の部

絵画

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
紙本金地 著色龍虎 梅竹図 六曲屏風	一双	縦一五〇センチメートル、横三二五センチメートル 附旧屏風下地骨及び下貼り紙	長生寺	都留市下谷二、九五四	同上
絹本着色 釈迦三尊 十六善神 像	一幅	縦一三〇・二センチメートル、横六四・〇センチメートル 附同修復記一幅	長生寺	都留市下谷二、九五四	同上
絹本着色 小山田出 羽守信有	一幅	縦七四・五センチメートル、横四七・五センチメートル	長生寺	都留市下谷二、九五四	同上

考古資料

（契山存心）像	絹本着色 両頭愛染 明王像	絹本着色 不動明王 二童子像 （坐像系）	絹本着色 不動明王 二童子像 （立像系）	絹本着色 騎獅不動 明王八大 童子像
一幅	一幅	一幅	一幅	一幅
縦一〇五・〇センチメートル、横五六・三センチメートル	縦七九・五センチメートル、横三五・八センチメートル	縦一〇〇・五センチメートル、横三八・五センチメートル	縦一二二・〇センチメートル、横六四・五センチメートル	縦一三二・〇センチメートル、横六四・五センチメートル
大蔵経寺	大蔵経寺	大蔵経寺	大蔵経寺	大蔵経寺
東八代郡石和町松本六一〇	東八代郡石和町松本六一〇	東八代郡石和町松本六一〇	東八代郡石和町松本六一〇	東八代郡石和町松本六一〇
同上	同上	同上	同上	同上

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

容器形土偶	二点	一 高さ二六・二センチメートル 二 高さ三二・〇センチメートル	山梨県	甲府市丸の内一丁目六一	東八代郡中道町下菅根九二番地三 山梨県立考古博物館
-------	----	------------------------------------	-----	-------------	------------------------------

平成十五年五月一日

山梨県人事委員会
委員長 坂 本 宏

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「管理公災担当」の下に「及び健康管理担当」を加え、「健康管理担当」を削り、「管理担当のリーダー」を「管理担当の課長補佐」に改め、同表教育委員会の項中「室長補佐」の下に「室長の事務を代決する権限を有する者に限る。」を、「福利担当」の下に「及び給与担当」を加え、「給与担当」を削り、同表人事委員会事務局の項中「総務審査担当」の下に「任用担当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十四号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年五月一日

山梨県人事委員会
委員長 坂 本 宏

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十食肉衛生検査所の項中

(3)(2)	所長及び次長 (1)及び(2)に掲げる者以外の者で 人事委員会が調整を必要と認める もの	—
--------	---	---

(2)	食肉検査指導幹	二
(4)(3)	所長及び次長 (1)から(3)までに掲げる者以外の 者で人事委員会が調整を必要と認 める	—

に改める。

めるもの

（山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十五年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 中央病院の項に掲げる総検査技師長 一・五

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

● 平成十五年度山梨県職員採用上級試験の実施

平成十五年度山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成十五年五月一日

山梨県人事委員会
委員長 坂 本 宏

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
上	行政	47名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	4名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
	行政(情報処理)	2名程度	情報政策課等に勤務し、主に情報処理等の業務に従事する。
	少年補導	1名程度	県警察の各機関に勤務し、青少年補導等の業務に従事する。
	社会福祉Ⅰ	1名程度	保健所、病院等に勤務し、精神保健相談、ケースワーク等の業務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	7名程度	県の福祉施設等に勤務し、児童又は成人の生活指導等の業務に従事する。
	獣医師	5名程度	主にと畜検査、家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視、試験研究等の業務に従事する。
	薬剤師	3名程度	主に薬事・毒物等の監視、食品衛生等に関する監視又は県立病院での調剤等の業務に従事する。
	栄養士	2名程度	保健所、病院等に勤務し、栄養指導、給食管理等の業務に従事する。
	化学	1名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	7名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	農業土木	2名程度	主に土地改良事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	級	林業	7名程度
総合土木		11名程度	主に道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
建築		2名程度	主に県有施設の設計・施工管理、建築指導等の業務に従事する。
電気		2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
司書		2名程度	県の各機関に勤務し、主に図書に関する業務に従事する。
警察鑑定研究(機械)		1名程度	科学捜査研究所等に勤務し、主に機械に関する鑑定研究等の業務に従事する。
警察鑑定研究(電気)		1名程度	科学捜査研究所等に勤務し、主に電気に関する鑑定研究等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者（獣医師については、昭和47年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者）

イ 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成16年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の「一 大学卒」中「五 大学四卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅰ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成16年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
社会福祉Ⅱ	
獣医師	獣医師の免許取得者又は平成16年において最初に実施される獣医師国家試験までに当該免許取得見込みの者
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成16年において最初に実施される薬剤師国家試験までに当該免許取得見込みの者
栄養士	管理栄養士の資格を有する者又は平成16年において最初に実施される管理栄養士国家試験までに当該資格取得見込みの者
農業	改良普及員（農業経営）の資格を有する者 改良普及員の資格を有する者又は平成16年3月31日までに資格を有することとなる者
司書	司書の資格を有する者又は平成16年3月31日までに資格を有することとなる者

（※） 社会福祉Ⅰ・Ⅱの社会福祉主事及び児童指導員の資格について例示すると次のとおりである。

- ① 社会福祉主事：
 - ・大学（専攻課程）で厚生労働大臣の指定科目を3科目以上修めた者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ② 児童指導員：
 - ・大学（専攻課程）で心理学、教育学又は社会学を修めた者
 - ・小学校、中学校又は高校の教諭となる資格を有する者など

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ・日本国籍を有しない者（司書、栄養士は除く）
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日及び試験会場

区 分		試 験 日	試 験 会 場	
第 1 次 試 験		平成15年6月22日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨学院大学 (甲府市酒折2-4-5)	
第 2 次 試 験	第 1 回	平成15年7月15日(火)	甲 府 市 内 (第1次試験合格通知書で 指定する)	
	第 2 回	集団討論		平成15年7月16日(水) [行政職のみ]
		個別面接		平成15年8月1日(金)、4(月)～ 6日(水) のうち指定する1日

4 合格者の発表

第1次試験合格者	6月下旬	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
最終合格者発表	8月下旬	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験結果を書面で通知する。

上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する。(掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は回線が込み合う可能性がある。)なお、電話での問い合わせには、応じない。

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間120分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野別掲) ・出題数50題のうち知識分野30題中20題を選択解答し、知能分野20題を必須解答する。
	専門試験 (試験時間120分)	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲) ・行政職及び警察事務職は、出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・その他の職種は、出題数40題を全問解答する。
第2次試験	第1回 論文	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。
	第1回 人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	第2回 人物試験Ⅱ	人柄、性向等をみるため、個別面接を行う。 行政職については、併せて集団討論を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査を行う。
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

教養試験・専門試験出題分野

行政 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学 (経済原論、経済政策、経済史)、財政学、社会政策、国際関係等
行政 (情報処理)	政治学、行政学、憲法、行政法、経済学、統計学、情報管理論、電子計算機概論、情報処理論、情報数学、オペレーションズ・リサーチ、プログラミング論、コンピュータネットワーク、システム工学、データベース論、プログラム言語、電子工学等
少年補導	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、応用心理学、社会調査等
社会福祉Ⅰ	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、応用心理学、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査等
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学、児童心理学、一般心理学、社会調査、保健衛生等
獣医師	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般等
薬剤師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学等
栄養士	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、給食管理(調理学等を含む。)、栄養指導等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学等
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等
建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等
司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論、情報サービス概説、資料組織概説、図書館経営論、専門資料論、児童サービス論等
警察鑑定研究 (機械)	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作等
警察鑑定研究 (電気)	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等

6 試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では、開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等）を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試 験	開示請求できる者	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	不 合 格 者	総合得点及び順位	合格発表日から	人事委員会事務局
第 2 次 試 験	受 験 者		1 月 間	

7 合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、任命権者（知事、教育委員会、警察本部長）が採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。

資格・免許を必要とする試験職種では、指定日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

8 給 与

この採用試験に合格し採用される者の初任給は、行政職の場合178,400円（平成15年4月1日現在）である。このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が要件に応じて支給される。初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがある。

また、採用される職種により、初任給が若干異なる場合がある。

9 受験手続

申 込 方 法	申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで持参するか、又は郵送すること。 郵送の場合は、封筒の表に「上級受験」と朱書し、必ず書留郵便にすること。
受 付 期 間	平成15年5月14日（水）から平成15年5月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）。 郵送の場合は、5月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。
受 験 票 の 交 付	受験票は、6月6日頃までに到着するよう郵送する。それまでに受験票が到着しない場合には、問い合わせること。 受験票が到着したら、申込み前6か月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日必ず持参すること。
問 い 合 わ せ 申 込 先	山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1（県庁別館3階）TEL 055-223-1821

● 注意事項

- ・複数の試験職種の申込みはできない。
- ・受付期間終了後の試験職種の変更は認めない。

- ・試験当日、受付時間に受付場所へ遅れた者は受験できない。
 - ・試験当日、受験票には写真（上記規格）を貼って持参すること。写真のない者は、受験できない。
 - ・試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
（なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはHBとし、先の細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可）
 - ・携帯電話等について、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めない。
- ※ 大学の構内には駐車できない。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十九号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社協同社山梨中央自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年五月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

- 一 変更後の代表者の氏名 武川 正彦
- 二 変更年月日 平成十五年四月一日

山梨県公安委員会告示第三十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十五年五月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

二七五	甲府市長松寺町七番一九号先（市道池田小学校南通り線と市道長松寺新田線と市道との十字路交差点）	西部市民セン ター東	平成一四年八月一日 告示第四一号
二七五	甲府市長松寺町七番一九号先（市道池田小学校南通り線と市道長松寺新田線と市道との十字路交差点）	西部市民セン ター東	平成一四年八月一日 告示第四一号
二七六	甲府市城東三丁目二番一九号先（国道四一一号と市道善光寺	城東三丁目西	平成一五年五月一日 告示第三二号

敷島線との丁字路交差点）

三四四	中巨摩郡昭和町河西一四番地の一先（町道四三四号線と町道四〇七号線との十字路交差点）	常永小学校北 西	平成一四年八月一日 告示第四一号
三四四	中巨摩郡昭和町河西一四番地の一先（町道四三四号線と町道四〇七号線との十字路交差点）	常永小学校北 西	平成一四年八月一日 告示第四一号
三四五	中巨摩郡竜王町西八幡一、六九八番地先（県道甲府南アルプス線と町道玉川万才線との十字路交差点）	下八幡三区公 民館前	平成一五年五月一日 告示第三二号
三四六	中巨摩郡竜王町西八幡一、六一五番地先（県道甲府南アルプス線と町道信玄堤玉川線との十字路交差点）	東冷間	平成一五年五月一日 告示第三二号
三四七	中巨摩郡竜王町篠原一、一六八番地先（県道甲府南アルプス線と町道竜王田中線との丁字路交差点）	竜王南小南	平成一五年五月一日 告示第三二号
三四八	中巨摩郡昭和町西条新田八一六番地先（県道甲府南アルプス線と町道二八号線との五差路交差点）	かおり幼稚園 東	平成一五年五月一日 告示第三二号
三四九	中巨摩郡昭和町西条新田二、七〇七番地先（県道甲府南アルプス線と町道三七八号線との十字路交差点）	甲府昭和IC 西	平成一五年五月一日 告示第三二号
三五〇	東八代郡豊富村高部六一四番地の一先（国道一四〇号と村道二	シルクライン 入口	平成一五年五月一日 告示第三二号

〇六二号線との丁字路交差点)

一四九	中巨摩郡八田村榎原七九三番地先(村道一三三号線と村道一二五号線との十字路交差点)	中央公民館東	平成一四年二月一九日 告示第七七号
-----	--	--------	----------------------

一四九	中巨摩郡八田村榎原七九三番地先(村道一三三号線と村道一二五号線との十字路交差点)	中央公民館東	平成一四年二月一九日 告示第七七号
一五〇	南アルプス市古市場五七七番地先(国道五二号と町道横町桜井線との十字路交差点)	市役所甲西支所西	平成一五年五月一日 告示第三二二号

一四八	東八代郡一宮町塩田六三一番地の一先(町道金田塩田線と町道国分内久根線との十字路交差点)	塩田橋北詰	平成一四年二月一九日 告示第七七号
-----	---	-------	----------------------

一四八	東八代郡一宮町塩田六三一番地の一先(町道金田塩田線と町道国分内久根線との十字路交差点)	塩田橋北詰	平成一四年二月一九日 告示第七七号
一四九	東八代郡境川村三柵六四六番地先(県道中道塩山線の旧道と圭林バイパスとの丁字路交差点)	大坪	平成一五年五月一日 告示第三二二号
一五〇	東八代郡境川村大坪一九一番地先(県道中道塩山線と村道二四号線との十字路交差点)	大坪入口	平成一五年五月一日 告示第三二二号

東八代郡境川村石橋一、五九八番地先(県道中道塩山線と村道九号線との十字路交差点)

一五二	東八代郡境川村石橋一、五九八番地先(県道中道塩山線と村道九号線との十字路交差点)	境川工業団地入口	平成一五年五月一日 告示第三二二号
-----	--	----------	----------------------

一五二	東八代郡八代町米倉一、一〇〇番地の一先(県道中道塩山線の旧道とバイパス区間との丁字路交差点)	狐川橋東	平成一五年五月一日 告示第三二二号
-----	--	------	----------------------

四六二	町道三〇六六号線	車両	車両進行 東から西 へ終日	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
-----	----------	----	---------------------	-----	----------------------

四六二	町道三〇六六号線	車両	車両進行 東から西 へ終日	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
四六三	町道御岳道下線	車両	車両進行 西から東 へ終日	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二二号

に改める。
別表第五中

一八九	町道	北都留郡上野原町上野原三、一六三番地の先(町立病院駐車場北側)	南進する車両	終日	上野原	平成一四年一月一日 告示第五七号
-----	----	---------------------------------	--------	----	-----	---------------------

一八九	町道	北都留郡上野原町上野原三、一六三番地の先(町立病院駐車場北側)	南進する車両	終日	上野原	平成一四年一月一日 告示第五七号
一九〇	公道	中巨摩郡昭和町西条新田八四六番地先(墓地北側)	東進する車両	終日	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号

に改める。
別表第六中

四三七	市道池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目二番一九号先(中村誠方東側)	北進する車両	七時から二四時まで	甲府	平成一五年三月一日 告示第一六号
-----	----------	------------------------	--------	-----------	----	---------------------

四三七	削除				甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----	----	--	--	--	----	---------------------

四三八	国道四一一号	甲府市城東三丁目四番一一号先(山下和也方南側)	東進する車両	七時から二四時まで	甲府	平成一五年三月一日 告示第一六号
-----	--------	-------------------------	--------	-----------	----	---------------------

四三八	削除				甲府	平成一五年五月
-----	----	--	--	--	----	---------

三、九七九	町道	中巨摩郡玉穂町下三條九四六番地の先(鷹野玲子方所有畑前交差点)			南甲府	平六・一二・一五 告示第五七号
-------	----	---------------------------------	--	--	-----	--------------------

三、九七九	町道田富玉穂大津線	中巨摩郡玉穂町下三條九四六番地の先(鷹野玲子方所有畑前交差点)			南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	-----------	---------------------------------	--	--	-----	---------------------

四、四三八	県道中道塩山線	東八代郡境川村石橋七〇二番地先(石橋北)交差点			石和	平成一四年六月一日 告示第二九号
-------	---------	-------------------------	--	--	----	---------------------

四、四三八	県道中道塩山線	東八代郡境川村石橋七〇二番地先(石橋北交差点)			石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	---------	-------------------------	--	--	----	---------------------

四、九四〇	県道中道塩山線(圭林バイパス)	東八代郡境川村三棚六四二番地の二先(有峡東技研西側交差点)			石和	平成一四年一月二八日 告示第七三三号
四、九四一	県道中道塩山	東八代郡境川村大坪二七番地先(大坪入口交差点)			石和	平成一四年一月二八日

に改める。
別表第十中

四、九四二	県道中道塩山線(圭林バイパス)	東八代郡境川村石橋一、六六七番地の一先(中央道下交差点)	四	石和	平成一四年一月二八日 告示第七三号
-------	-----------------	------------------------------	---	----	----------------------

四、九四〇	県道中道塩山線(圭林バイパス)	東八代郡境川村三柵六四六番地先(大坪交差点)	一	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	-----------------	------------------------	---	----	---------------------

四、九四二	県道中道塩山線(圭林バイパス)	東八代郡境川村大坪一九一番地先(大坪入口交差点)	四	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	-----------------	--------------------------	---	----	---------------------

四、九四二	県道中道塩山線(圭林バイパス)	東八代郡境川村石橋一、五九八番地先(境川工業団地入口交差点)	四	石和	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	-----------------	--------------------------------	---	----	---------------------

四、九五八	市道	甲府市上町七五三番地の一先(甲府城南病院東側)	一	南甲府	平成一五年三月一三日 告示第一六号
-------	----	-------------------------	---	-----	----------------------

四、九五八	市道	甲府市上町七五三番地の一先(甲府城南病院東側)	一	南甲府	平成一五年三月一三日 告示第一六号
-------	----	-------------------------	---	-----	----------------------

四、九五九	国道四一一号	甲府市城東三丁目一、二番一九号先(城東三丁目西交差点)	三	甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	--------	-----------------------------	---	----	---------------------

四、九六〇	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡竜王町西八幡一、六九八番地先(下八幡三区公民館前交差点)	四	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	------------	----------------------------------	---	-----	---------------------

四、九六一	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡竜王町西八幡一、六一五番地先(東冷間交差点)	四	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	------------	----------------------------	---	-----	---------------------

四、九六二	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡竜王町篠原一、一六八番地先(竜王南小南交差点)	三	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	------------	-----------------------------	---	-----	---------------------

四、九六三	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡昭和町西条新田八一六番地先(かおり幼稚園東交差点)	四	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	------------	-------------------------------	---	-----	---------------------

四、九六四	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡昭和町西条新田二、七〇七番地先(甲府昭和IC西交差点)	四	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-------	------------	---------------------------------	---	-----	---------------------

に改める。

別表第十四中

パス

一、五 七三	市道西 裏一号線	富士吉田市下吉田 一七七番地先(株 モリシタセンター)から富士吉田市 松山二丁目五番一 七号先(熱海屋食 堂)までの両側	六〇〇	車両(けん引を 除く)	三〇	富士 吉田	平成一五 年一月二 〇日 告示第三 号
-----------	-------------	---	-----	----------------	----	----------	---------------------------------

を

一、五 七三	市道西 裏一号線	富士吉田市下吉田 一七七番地先(株 モリシタセンター)から富士吉田市 松山二丁目五番一 七号先(熱海屋食 堂)までの両側	六〇〇	車両(けん引 を 除く)	三〇	富士 吉田	平成一五 年一月二 〇日 告示第三 号
一、五 七四	県道甲 府南ア ルプス 線	中巨摩郡昭和町西 条新田六七四番地 の二先(甲府昭和 IC西側)から中 巨摩郡竜王町西八 幡二、二三四番地 の一先(西八幡南 交差点)までの両 側	一、六〇〇	車両(けん引 を 除く)	五〇	南甲 府	平成一五 年五月一 日 告示第三 二号
一、五 七五	県道中 道塩山 線	東八代郡境川村石 橋七〇二番地先(石 橋北交差点)から 東八代郡八代町 米倉一、一〇〇番 地の一先(狐川橋 東交差点)までの 両側	六一〇	車両(けん引 を 除く)	五〇	石和	平成一五 年五月一 日 告示第三 二号

に改める。

別表第十五中

四四〇	県道中 道塩山 線(圭 林バイ パス)	東八代郡境川村三 栢六四二番地の一先 (有峡東技研西側交 差点)から東八代郡 境川村石橋七〇二番 地先(石橋北交差点) までの両側	一、二八〇	車両	終日	石和	平成一四 年一月二 八日 告示第七 三号
-----	---------------------------------	---	-------	----	----	----	----------------------------------

を

四四〇	県道中 道塩山 線(圭 林バイ パス)	東八代郡境川村三 栢六四二番地の一先 (有峡東技研西側交 差点)から東八代郡 境川村石橋七〇二番 地先(石橋北交差点) までの両側	一、二八〇	車両	終日	石和	平成一四 年一月二 八日 告示第七 三号
四四一	県道中 道塩山 線	東八代郡境川村石 橋七〇二番地先(石 橋北交差点)から東 八代郡八代町米倉一 、一〇〇番地の一先 (狐川橋東交差点)ま での両側	六一〇	車両	終日	石和	平成一五 年五月一 日 告示第三 二号

に改める。

別表第十六中

六、八一〇	県道 甲府櫛 形線	中巨摩郡昭和町西 条新田字北河原六七 四番地の一先(町道 とのT字路交差点)	六一・九・一八 三四号	南甲府	南甲府 六 一・九・一 八 三 四 号	南甲府 平成一五 年五月
-------	-----------------	---	----------------	-----	---------------------------------------	--------------------

を

六、八一〇

削除

南甲府 平成一五年五月

一〇、五五八	村道二 四号線	東八代郡境川村大坪二七番地先 (大坪入口交差点南側・北進車 両)	石和	平成一四年一 月二八日 告示第七三三 号
一〇、五五九	村道二 四号線	東八代郡境川村大坪二九二番地 の二先(大坪入口交差点北側・ 南進車両)	石和	平成一四年一 月二八日 告示第七三三 号
一〇、五六〇	村道	東八代郡境川村石橋一、六六七 番地の二先(中央道下交差点南 側・北進車両)	石和	平成一四年一 月二八日 告示第七三三 号
一〇、五五五	削除		石和	平成一五年五 月一日 告示第三三 号
一〇、五五五	県道中 道塩山 線	東八代郡境川村三柵六四二番地 の二先(宥峡東技研西側・北進 車両)	石和	平成一四年一 月二八日 告示第七三三 号
八、九一八	削除		南甲府	平成一五年五 月一日 告示第三三 号
八、九一八	村道 シルク ライン	東八代郡豊富村高部六一四番地 の二先(国道一四〇号との交差 点・西進車両)	南甲府	平八・八・二 告示 第三三三 号
				一日 告示第三三 号

一〇、五六一	村道	東八代郡境川村石橋一、六〇三 番地先(中央道下交差点北側・ 南進車両)	石和	平成一四年一 月二八日 告示第七三三 号
一〇、五五八	削除		石和	平成一五年五 月一日 告示第三三 号
一〇、五五九	削除		石和	平成一五年五 月一日 告示第三三 号
一〇、五六〇	削除		石和	平成一五年五 月一日 告示第三三 号
一〇、五六一	削除		石和	平成一五年五 月一日 告示第三三 号
一〇、六〇四	市道池 添梅ヶ 坪線	甲府市城東三丁目二番一九号 先(中村誠方東側・北進車両)	甲府	平成一五年三 月一日 告示第一六 号
一〇、六〇四	削除		甲府	平成一五年五 月一日 告示第三三 号
一〇、六〇六	市道	甲府市城東三丁目二番八号先 (吾妻直記方南側・西進車両)	甲府	平成一五年三 月一日 告示第一六 号

を

一〇、六〇六	市道	甲府市城東三丁目二番八号先 (吾妻直記方南側・西進車両)	甲府	平成一五年三月 一三日 告示第一六号
一〇、六〇七	公道	中巨摩郡竜王町西八幡一、七〇 六番地先(下八幡三区公民館西 側・南進車両)	南甲府	平成一五年五月 一日 告示第三二号
一〇、六〇八	町道東 冷間南 小線	中巨摩郡竜王町西八幡一、三九 六番地先(東冷間交差点東側・ 南進車両)	南甲府	平成一五年五月 一日 告示第三二号
一〇、六〇九	町道東 冷間南 小線	中巨摩郡竜王町西八幡一、三九 三番地先(東冷間交差点東側・ 北進車両)	南甲府	平成一五年五月 一日 告示第三二号
一〇、六一〇	公道	中巨摩郡竜王町篠原一、一一二 番地先(かおり幼稚園南側・北 進車両)	南甲府	平成一五年五月 一日 告示第三二号
一〇、六一一	公道	中巨摩郡昭和町西条新田八四六 番地先(墓地北側・東進車両)	南甲府	平成一五年五月 一日 告示第三二号
一〇、六一二	町道四 七七号 線	中巨摩郡竜王町万才九四一番地 先(イングリッシュユプラス甲府 昭和校北側・北進車両)	南甲府	平成一五年五月 一日 告示第三二号

に改める。

別表第十七中

一、三〇〇	県道大 幡初狩 線	都留市大幡二、 八一〇番地先 (安田久男方西側 交差点)から大 月市初狩町中初 狩二六〇番地先 (柴田栄造方東 側交差点)まで	四、六一〇	車両	終日	都留 大月 平成一四 年一月 二八日 告示第七 三号
-------	-----------------	--	-------	----	----	--

を

一、三〇〇	県道大 幡初狩 線	都留市大幡二、 八一〇番地先 (安田久男方西側 交差点)から大 月市初狩町中初 狩二六〇番地先 (柴田栄造方東 側交差点)まで の両側	四、六一〇	車両	終日	都留 大月 平成一四 年一月 二八日 告示第七 三号
一、三〇一	県道甲 府南ア ルプス 線	中巨摩郡昭和町 西条新田六七四 番地の二先(甲 府昭和IC西側)から中巨摩郡 竜王町西八幡二 、二三四番地の 一先(西八幡南 交差点)までの 両側	一、六〇〇	車両	終日	南甲 府 平成一五 年五月一 日 告示第三 二号
一、三〇二	県道中 道塩山 線	東八代郡境川村 石橋七〇二番地 先(石橋北交差 点)から東八代 郡八代町米倉一 、一〇〇番地の 一先(狐川橋東 交差点)までの 両側	六一〇	車両	終日	石和 平成一五 年五月一 日 告示第三 二号

に改める。

別表第十九中

一六五	国道四 一一号 (塩山)	塩山市千野五二〇番地先(千野駐 在所前交差点)から塩山市赤尾三 六三番地先(藤本政久方西側)ま	塩山	日	平成一四年九月一九	告示第五二号
-----	--------------------	---	----	---	-----------	--------

パイパス)	での東側歩道(一、一〇〇メートル)		
-------	-------------------	--	--

一六五	国道四一〇号(塩山パイパス)	塩山市千野五二〇番地先(千野駐在所前交差点)から塩山市赤尾三六三番地先(藤本政久方西側)までの東側歩道(一、一〇〇メートル)	塩山	平成一四年九月九日 告示第五二号
一六六	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡昭和町西条新田六七四番地の二先(甲府昭和IC西側)から中巨摩郡竜王町西八幡二、二三三番地の二先(西八幡南交差点)までの西側歩道(一、六〇〇メートル)	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号

に改める。

別表第三十三中

一五一	県道甲府玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町成島一、二六二番地一先(玉穂中央ランプ)交差点	四	平成一四年八月一日 告示第四一号
-----	-----------	--------------------------------	---	---------------------

を

一五一	県道甲府玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町成島一、二六二番地一先(玉穂中央ランプ交差点)	四	平成一五年五月一日 告示第三二号
一五二	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡竜王町西八幡一、六九八番地先(下八幡三区公民館前交差点)	四	平成一五年五月一日 告示第三二号
一五三	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡竜王町西八幡一、六一五番地先(東冷間交差点)	四	平成一五年五月一日 告示第三二号
一五四	県道甲府	中巨摩郡竜王町篠原一、一六八番	三	平成一五年五月一日

南アルプス線	地先(竜王南小南交差点)	告示第三二号
一五五 県道甲府南アルプス線	中巨摩郡昭和町西条新田八一六番地先(かおり幼稚園東交差点)	四 平成一五年五月一日 告示第三二号
一五六 県道甲府南アルプス線	中巨摩郡昭和町西条新田二、七〇七番地先(甲府昭和IC西交差点)	四 平成一五年五月一日 告示第三二号

に改める。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年五月一日

山梨県警察本部長 金山 泰介

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
KAIシステム用端末等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
 - 3 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間
平成十五年八月一日から平成二十年七月三十一日まで
 - 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所
 - 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当

- しない者であること。
- 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二二
 - 入札説明書の交付方法
この公告の日から三の1の交付場所において交付する。
 - 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年六月十八日午後一時三十分 山梨県庁南別館二〇三会議室
 - 郵送による入札書の受領期限
平成十五年六月十七日午後四時
 - 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 入札保証金
免除
 - 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十五年五月六日から同年五月三十日までの間（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- Nature and quantity of the products to be procured
Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network 1 set
- Date and time for tender
1: 30PM June 18, 2003
- Bureau in charge
Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police
Headquarters 6-1 Marunouchi 1- chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL 055-235-2121

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年四月三十日までとする。

平成十五年五月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号	型式
					遊技機の種類及び区分
株式会社ラスター 代表取締役 河田節子 東京都台東区台東四丁目一三番二一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ガンダム	株式会社ラスター	三四〇二二八	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)
アイジーティージャパン株式会社 代表取締役 スコット・ウインゼラー 東京都台東区松が谷一丁目三番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	トリコロール	アイジーティージャパン株式会社	三四〇二二六	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバー夏祭りMX	株式会社三共	三〇〇一八〇	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバー夏祭りJX	株式会社三共	三〇〇一六	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)
株式会社ダイドー 代表取締役 役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバーサカスJX	株式会社ダイドー	三〇〇一八六	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)

株式会社ダイドー 代表取締役 役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバーサカスMX	株式会社ダイドー	三〇〇一七二	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR新海物語L5	株式会社三洋物産	三〇〇一〇	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR新海物語L5	株式会社三洋物産	三〇〇一五三	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)
豊丸産業株式会社 代表取締役 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRハイサイ娘	豊丸産業株式会社	三〇〇一八二	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)
株式会社西陣 代表取締役 藤原 志	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	イチバンダイコ	株式会社西陣	三四〇二二四	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)

東京都千代田区平河町一丁目
四番三号

二号(別表第
五)

その他

● 裁決手続の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十五年五月一日

山梨県 収用委員会

一 起業者の名称

山梨県

二 事業の種類

一級河川富士川水系新川河川改修工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積
		公簿	現況	
西八代郡市川大門町 大字黒沢字山王	三六三番	山林	山林	四一九・五二平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名 小林憲作

住所 山梨県西八代郡市川大門町黒沢八〇五番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十五年四月二十一日

● 裁決手続の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十五年五月一日

山梨県 収用委員会

一 起業者の名称

山梨県

二 事業の種類

県道市川大門線改築工事(山梨県西八代郡市川大門町大字黒沢地内)

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積
		公簿	現況	
西八代郡市川大門町 大字黒沢字開田	二二八番	田	田	九二・八四平方メートル (その区域は別図のとおり。 別図略)

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名 小林憲作

住所 山梨県西八代郡市川大門町黒沢八〇五番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十五年四月二十一日